

○財務省告示第百六十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十一年四月二十一日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十一年五月十一日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 号	利付国庫債券（十年）（第二百七十回、第二百七十一回、第二百七十二回、第二百九十一回及び第二百九十六回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十三回、第六十四回及び第六十九回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
三 発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
四 募入決定の 方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
五 発行額	額面金額で千四百九十二億円
六 払込金額	千五百十四億五千百六十六万円

八 最低額面金
九 振替単位
十 発行日
十一 発行価格

五万円
振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものと
する。平成十一年四月十一日
平成二十年四月十一日
発行対象国債ごと、金額
百円につき、次の算式により算
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十二 利率
十三 経過払込み

(一) (別表のとおり)
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出された金額を第二
十号の規定する期日に払い込
むものとす。

の率前十発行、
各発行額×各発行の象国債の金額の第の発行、
総額／100×各期す日発行の象国債の債の第の発行、
／利子に支規数回(日にになる場合)
日過日(日と日)／365

(二)
発行時にいて、その利率
に係る所得税が源泉徴収され
るもの記載又は振替口座簿の
口座に記載又は振替口座簿の中
の

十 十 十
 八 七 六 五
 払元利象各準入償償
 場利回国発と札還還
 所金り債行すの金額限
 支 の 対 る 基 額 限

十
 四
 利
 子

日単れ店本平額（
 本利た頭証成面別
 銀行回各売券二金表
 行り行参協一十額の
 と対考会年円とお
 す象統が四にり）
 。債計発月つき
 の表した日百円
 平均掲公付
 値載社で
 のさ債日

各発行対象国債の額面金額×各
 発行対象国債の利率／100×1
 ／2

す日に日う算と発第
 るににに。式し行十控得は出に住時額金額にの
 期支当たに、対号除税外しは者に（額よにつ
 日払ただよ各象にすの国た、又はおたにりい
 にうると、算払債規定この率人がに（前は
 つ（と、支出期すとを乗が適当の法取、のしは
 い次きは、期たお払発でじ用該算の法得当二金前
 て号は、期が金いお期行日。額）を所又算合居
 同におの銀行を、支後。額）を所又算合居
 じ。て翌行休業支次の各
 。て翌行休業支次の各

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十一年四月二十一日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (二十年) 回二百七十	一・三%	平成二十一年六月二十七日	百億円
利付国庫債券 (二十年) 回二百七十	一・二%	平成二十一年六月二十七日	三百六十億
利付国庫債券 (二十年) 回二百七十	一・四%	平成二十一年九月二十七日	三百七十億
利付国庫債券 (二十年) 回二百九十	一・三%	平成二十一年三月二十日	三百十七億
利付国庫債券 (二十年) 回二百九十	一・五%	平成二十一年九月十日	二百四十八億
利付国庫債券 (二十年) 回三百	一・八%	平成二十一年六月二十五日	六億円
利付国庫債券 (二十年) 回三百	一・九%	平成二十一年九月二十五日	十億円
利付国庫債券 (二十年) 回三百	二・一%	平成二十一年三月二十六日	二百六十億